

私立保育所における非常通報装置設置に係る補助金交付要綱

制定 平成22年6月23日付け目子保第2662号決定

改正 平成30年3月23日付け目子保第10916号決定

(目的)

第1条 この要綱は、私立保育所における非常通報装置（以下「学校110番」という。）の設置に係る費用を補助することにより、私立保育所において受託する児童の安全確保及び施設の安全管理を図ることを目的とする。

(補助対象施設)

第2条 学校110番の設置費用の補助は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づき保育を行う保育所（以下「保育所」という。）であって、次の各号に規定する要件を満たしている施設に対して行うものとする。

- (1) 目黒区の区域内に所在していること。
- (2) 「学校等における非常通報装置（学校110番）整備事業について」（平成18年10月16日付け18福保子支第817号。以下「整備事業通知」という。）別紙2に掲げる運用協定締結業者と学校110番設置の契約を締結していること。

(補助対象経費及び交付額)

第3条 補助対象経費、補助基準額及び補助金の交付額は、次の表のとおりとする。

1 補助対象経費	2 補助基準額	3 補助金の交付額
整備事業通知4に定める設置機器及び「東京都子育て支援基盤整備包括事業における学校等における非常通報装置（学校110番）整備事業の取扱いについて」（平成18年10月16日付け18福保子支第822号）1に定める補助対象機器の設置に係る費用とする。	1施設当たり 300,000円	1欄に定める補助対象経費と2欄に定める補助基準額とを比較して少ない方の額

(補助の取消し)

第4条 私立保育所の設置者又は施設長（以下「設置者等」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、非常通報装置設置費補助金交付申請書（別記第1号様式）に学校110番の仕様及び設置に係る費用の確認できる書類を添えて区長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第5条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査の上、補助金を交付すること

が適当であると認めるときは非常通報装置設置費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、不相当であると認めるときは非常通報装置設置費補助金交付申請却下通知書（別記第3号様式）により設置者等に対して通知するものとする。

（補助の取消し）

第6条 区長は、設置者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、区長は、非常通報装置設置費交付決定取消通知書（別記第4号様式）により、当該設置者等に対して通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を学校110番設置以外の用途に使用したとき。
- (3) その他この要綱の規定等に違反したとき。

（補助金の返還）

第7条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、設置者等に対して非常通報装置設置費交付決定取消通知書により期限を定めて当該補助金の返還について通知するものとする。

（違約加算金）

第8条 前条の規定による通知を受けた設置者等は、当該通知に係る補助金の交付を受けた日から返還金の納付日までの日数に応じ、当該補助金の額に年10.95%の割合を乗じて得た額を違約加算金（算出した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）として納付しなければならない。

（延滞金）

第9条 第7条の規定により補助金の返還を命じられた設置者等は、これを返還期日までに納付しなかったときは、返還期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額に年10.95%の割合を乗じて得た額を延滞金（算出した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）として納付しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、目黒区補助金等交付規則（昭和43年3月目黒区規則第6号）に定めるところによる。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年3月23日付け目子保第10916号決定）

この要綱は、平成30年3月23日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

非常通報装置設置費補助金申請書

目黒区長 あて

保育所名 _____

所在地 _____

設置者等氏名 _____ ⑩

電話番号 _____

私立保育所における非常通報装置設置に係る補助金交付要綱の規定に基づき、非常通報装置の設置費につき補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

交付申請額	円
契約先名称	
設置機器名称	
設置機器規格	

注 申請書は、設置機器の仕様及び設置に係る費用の確認できる書類とあわせて提出してください。

（用紙規格 A4）

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

非常通報装置設置費補助金交付決定通知書

様

目黒区長 印

年 月 日付けで申請のありました非常通報装置の設置費につきまして、下記のとおり補助金の交付を決定しましたので、通知します。

記

交付決定額	円
備 考	

（用紙規格 A4）

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

非常通報装置設置費補助金交付申請却下通知書

様

目黒区長 印

年 月 日付けで申請のありました非常通報装置の設置費につきまして、下記の理由により補助金の交付を行わないことと決定しましたので、通知します。

記

(理由)

(用紙規格 A4)

非常通報装置設置費交付決定取消通知書

様

目黒区長 印

年 月 日付けで交付決定しました非常通報装置の設置費補助金につきまして、
下記の理由により補助金の交付を取り消すことと決定しましたので、通知します。

記

理 由	
返還金の額	円
返還期日	年 月 日
備 考	

(用紙規格 A4)